

議案第 87 号

埼玉県央広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の
増加及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定
により、平成 29 年 4 月 1 日から、埼玉県央広域公平委員会を共同設置
する地方公共団体に鴻巣行田北本環境資源組合を加入させ、埼玉県央広
域公平委員会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて議決を
求める。

平成 28 年 11 月 28 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

埼玉県央広域公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

埼玉県央広域公平委員会共同設置規約（平成13年4月1日施行）の一部を次のように変更する。

第1条中「埼玉中部環境保全組合」を「埼玉中部環境保全組合
鴻巣行田北本環境資源組合」
に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。